

建設DX・公共事業労務費調査・ 県産指定資材の取扱・総合評価拡大（橋梁補修）

I. 建設DX

■建設DXとi-Construction 2.0

インフラ分野のDX(業務、組織、プロセス、文化・風土、働き方の変革)

インフラの利用
サービスの向上
安全 安心の実現

インフラの整備
管理等の高度化

ハザードマップ(水害リスク情報)の3D表示



リスク情報の3D表示により
コミュニケーションをリアルに

特車通行手続の
即時処理

河川利用等手続きの
オンライン24時間化

デジタルツイン
データプラットフォーム



DiMAPS



PLATEAU

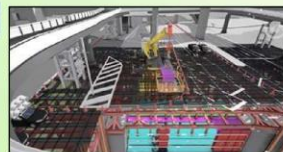
i-Construction 2.0 -建設現場のオートメーション化-



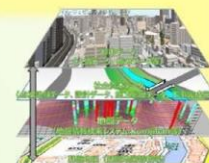
3次元設計の標準化
BIM/CIM



建設機械施工の自動化



デジタルツインを活用した
施工シミュレーション



国土交通データ
プラットフォーム

地下空間の3D化
所有者と掘削事業者の
協議・立会等の効率化

3次元データをやりとりする
大容量ネットワーク



プレキャスト
部材の活用

遠隔臨場



遠隔操作ロボット活用

建設業界 建機メーカー、 測量、地質 建設コンサルタント 等

ソフトウェア、通信業界、サービス業界

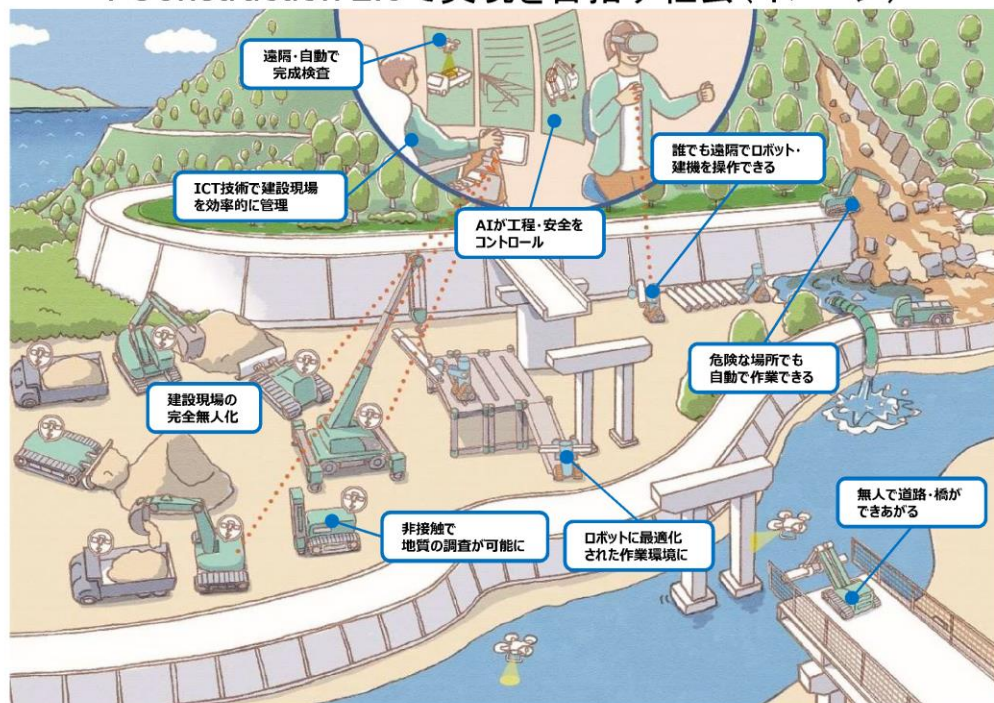
占用事業者 等

I. 建設DX

■i-Construction 2.0 建設現場のオートメーション化（目指す目標）

- 建設現場の生産性向上の取組であるi-Constructionは、2040年度までの建設現場のオートメーション化の実現に向け、i-Construction 2.0として取組を深化。
- デジタル技術を最大限活用し、少ない人数で、安全に、快適な環境で働く生産性の高い建設現場を実現。
- 建設現場で働く一人ひとりの生産量や付加価値を向上し、国民生活や経済活動の基盤となるインフラを守り続ける。

i-Construction 2.0で実現を目指す社会（イメージ）



第5期技術基本計画を基に一部修正

i-Construction 2.0: 建設現場のオートメーション化に向けた取組 （インフラDXアクションプランの建設現場における取組）

※「i-Construction 2.0 ～建設現場のオートメーション化～（令和6年4月）国土交通省」より抜粋

i-Construction 2.0 で2040年度までに 実現する目標

省人化

- ・人口減少下においても持続可能なインフラ整備・維持管理ができる体制を目指す。
- ・2040年度までに少なくとも省人化3割、すなわち生産性1.5倍を目指す。

安全確保

- ・建設現場の死亡事故を削減。

働き方改革・新3K

- ・屋外作業のリモート化・オフサイト化。

I. 建設DX

■建設現場を取り巻く背景・課題（生産年齢人口の減少・災害の激甚化・頻発化）

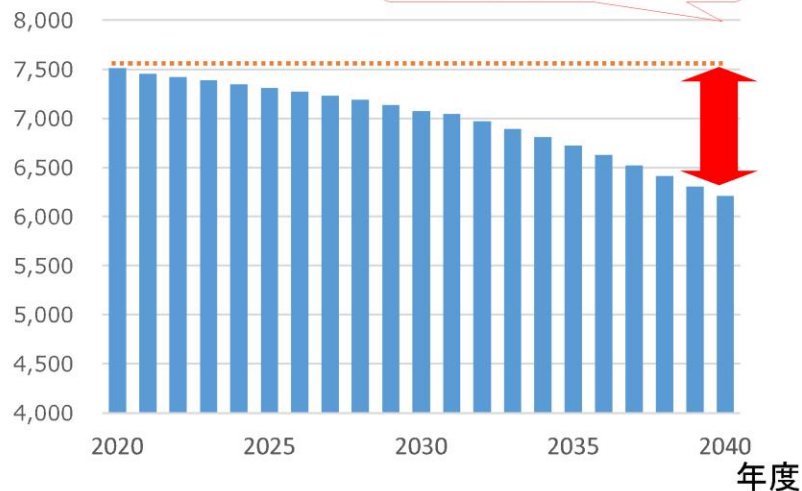
- 生産年齢人口は2040年度には、対2020年度比で約2割減少と予測。
- 毎年のように日本各地で自然災害が発生し、被害が激甚化・頻発化。

生産年齢人口の推移

2020年度 約7,509万人 ⇒ 2040年度 約6,213万人

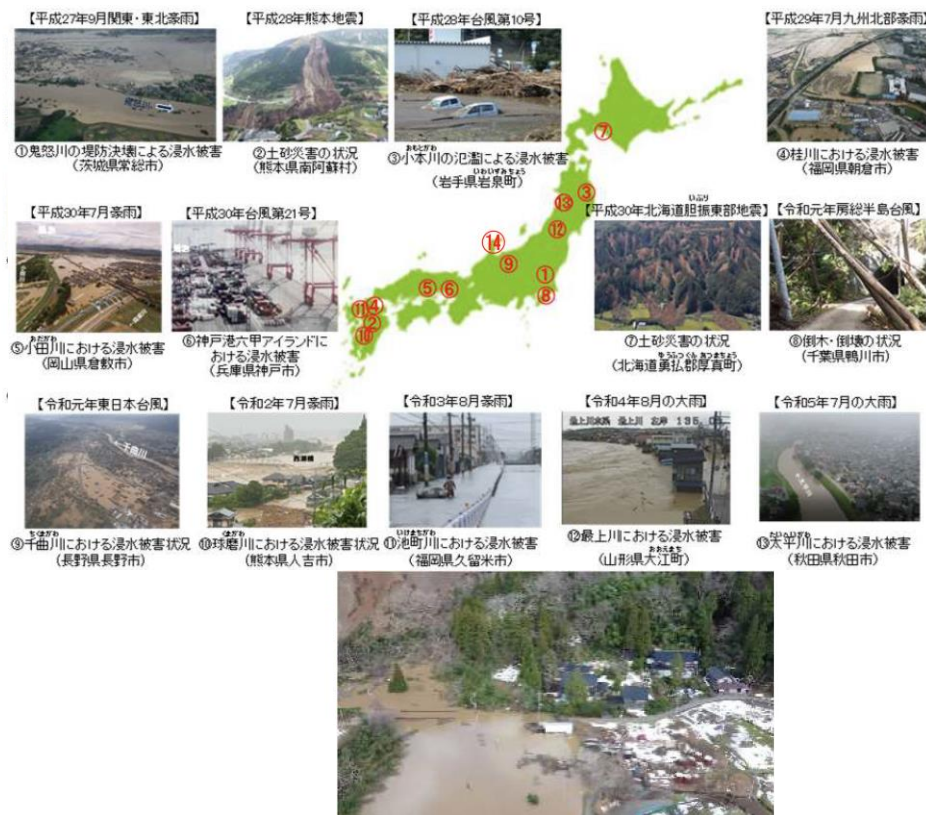
万人

2040年度は対2020年度比
約2割減少



【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（令和5年度推計）」（出生中位（死亡中位）推計）

災害の激甚化・頻発化



I. 建設DX

OICT建機導入後の声

- ・オペレーター（OP）の経験や技術に左右されない。
経験が浅いOPでも、精度の高い施工が可能。
イメージしながら操作できるからか、新米OPの上達が速い。
- ・丁張作業が不要。
特に急勾配法面の丁張が不要なため安全。
- ・補助作業員を削減できる。
重機の近くに作業員がいないので安全。
- ・作業効率もよく、安全性も向上した。



ICT技術を体験していただくために、
ICT初級講習を開催します。

R7年度の案内はこちら →→→

※申込締切 5月23日（金）



令和7年5月12日

建設・技術課

建設現場のICT技術講習会のご案内

～ ICT 建機の基本と体験（ICT 初級講習）～



本講習会では、ICT 活用工事で必要となる知識習得や、3 次元設計データを日常的に活用するスキルを向上させることを目的に、講習会及び ICT 建機の操作やスマートフォンによる 3 次元計測の体験会を実施します。

■日 時：令和7年5月30日（金）9：30 ～ 16：10

■場 所：【講 習 会】小城市芦刈地域交流センター「あしばる」（小城市芦刈町三王崎 349 番地）

【体 験 会】土砂仮置き場（佐賀市嘉瀬町大字扇町地先）

■対 象 者：ICT 施工初級者（参加費：無料）

■定 員：15 名

■申し込み：【方 法】二次元コードを読み込み、必要事項を記入してください。

【締め切り】令和7年5月23日（金）



■注意事項

- ・本講習会は、（一社）全国土木施工管理技士会連合会の CPDS 単位取得の対象ではありません。
- ・定員を超える申し込みがある場合は、佐賀県建設業者施行能力等級 B、C（土木一式工事）の施工会社に所属している方を優先する場合があります。また、各社 2 名程度に制限する場合があります。
- ・午後の ICT 建機の操作体験は、車両系建設機械運転技能講習の修了者に限ります。当日は修了証を持参ください。なお、修了証がない方も参加できますが、操作はできません。また、汚れても構わない服装、ヘルメット、安全靴の持参をお願いします。
- ・荒天時は中止します。中止の場合は、前日夕方までに申し込み者へご連絡します。

2. 公共事業労務費調査

R6年度版

公共事業労務費調査のポイント

－「公共事業労務費調査の手引き」の補足－



令和6年10月

佐賀県 県土整備部

1. 公共事業労務費調査について

1 公共事業労務費調査とは？

【手引きP.4】

●調査の目的とお願い

担い手の確保のため、「賃金アップ」は欠かせない要因となっています。
このため、佐賀県では、県内企業の賃金引き上げに向けて「佐賀型賃金UPプロジェクト」を実施しており、建設業にも波及効果が及ぶように県を挙げて取り組んでいます。

では、建設業の賃金に関連する「公共工事設計労務単価」は、どのように設定されるのでしょうか？

公共工事の積算に使用する「公共工事設計労務単価」は、みなさまにご協力いただく公共事業労務費調査の結果に基づいて決定されます。

調査票に正しく記入していただくことが、翌年度の適正な「公共工事設計労務単価」の設定につながります。

このたび、調査票に正しく記入していただくため、本冊子「公共事業労務費調査のポイント」を作成しました。

本冊子は、国土交通省がまとめた「公共事業労務費調査の手引き」を補足したもので、注意点などを県独自でまとめたものとなっています。

みなさまの賃金支払い状況が適正に反映されるため、「公共事業労務費調査」に正しく記入いただくようお願いします。

●調査の概要

調査対象工事	・二省（独立行政法人、特殊会社等を含む）、都道府県および政令指定都市等所管の公共工事等です。
調査月 (詳細はP14及びP17)	・10月の賃金を調べます。 ・ただし、「3 調査対象労働者」に示すとおり、一定基準に該当する労働者のみ、9月の賃金を調べます。
調査対象労働者 (詳細はP14)	・調査月において、調査対象工事に従事した労働者です。 ・元請企業、下請企業（営働会社を含む）を問わず、 調査対象職種（51職種）に該当する全ての労働者が対象 です。

2. 公共事業労務費調査

1. 公共事業労務費調査について

2 佐賀県は「県民所得」は高いが、「設計労務単価」は低い？

● 県民所得

1人当たりの県民所得とは、個人の所得に加え、企業の所得なども含んだ「県民経済全体の所得」を「人口」で割ったものです。

佐賀県は隣の県より県民所得は高いのに、設計労務単価は低くなっています。

項目	1人当たりの 県民所得 【令和3年度】	設計労務単価 (普通作業員) 【令和6年度】
佐賀県	2,744,000円	18,900円
福岡県	2,733,000円	21,900円
長崎県	2,571,000円	19,800円
佐賀県-福岡県 (差額)	+ 11,000円	▲ 3,000円
佐賀県-長崎県 (差額)	+ 173,000円	▲ 900円

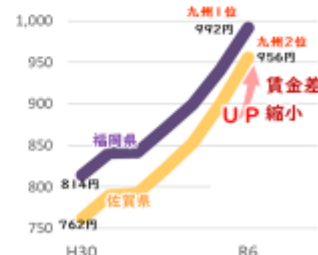
<佐賀県の設計労務単価(普通作業員)>



● 最低賃金

ちなみに、佐賀県の最低賃金は、九州では福岡県に次ぎ2番目に高いです。

<佐賀県の最低賃金>



それなのに、なぜ、設計労務単価は隣の県より低いのか…。



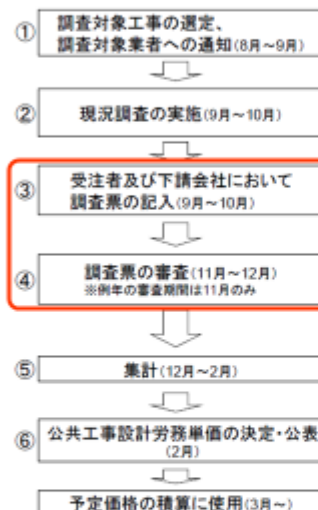
設計労務単価の基礎となる調査票は正確に記入しましょう。

2. 公共事業労務費調査の内容

1 調査の手順

【手引きP.5～】

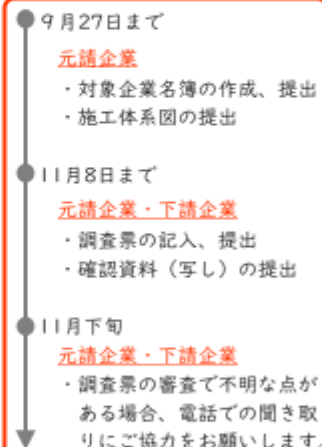
● 調査スケジュール



● 調査協力依頼

みなさまにご協力を依頼するのは、左図の③、④になります。

(参考) R6年度の調査日程



2. 公共事業労務費調査

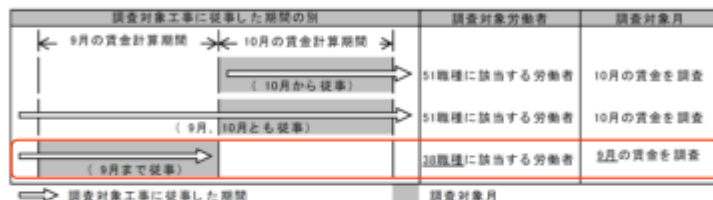
2. 公共事業労務費調査の内容

2 調査の対象労働者

【手引きP.14～】

● 調査対象労働者と調査対象月

調査対象労働者は下表のとおり、10月に調査対象工事に従事した方になります。ただし、38職種に該当する方は、サンプル数が少ないため、9月に従事した方も対象になります（赤枠）。



● 調査対象職種

調査対象職種は下表の51職種です。9月も調査月となる38職種は赤枠になります。

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	18	*さく岩工	35	*左官
02	普通作業員	19	*トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	*トンネル作業員	37	*はつり工
04	*造園工	21	*トンネル世話役	38	*防水工
05	*法面工	22	*横りよう特殊工	39	*板金工
06	*どび工	23	*横りよう塗装工	40	*タイル工
07	*石工	24	*横りよう世話役	41	*サッシ工
08	*ブロック工	25	土木一般世話役	42	*屋根ふき工
09	電工	26	*高級配管	43	*内装工
10	鉄筋工	27	*普通配管	44	*ガラス工
11	*鉄骨工	28	*潜水士	45	*建具工
12	*塗装工	29	*潜水連絡員	46	*ダクト工
13	*溶接工	30	*潜水送気員	47	*保潔工
14	運転手（特殊）	31	*山林砂防工	48	*建築ブロック工
15	運転手（一般）	32	*軌道工	49	*設備機械工
16	*漏かん工	33	*型わく工	50	交通誘導員A
17	*漏かん世話役	34	*大工	51	交通誘導員B

※ *は38職種を示す

2. 公共事業労務費調査の内容

3 調査の対象期間

【手引きP.17～】

● 調査対象期間

調査対象期間は、調査対象月に調査対象企業で定めている賃金締切日のある賃金計算期間（1か月間）で、下表に示す賃金計算期間のいずれかになります。

なお、年間賞与等（臨時の給与）及び年間労働日数に関しては、令和5年11月～令和6年10月までの賃金計算期間（合わせて1年間）についても、調査票への記入が必要です。

例えば…

①調査対象月が10月、賃金締切日が10月31日の場合、

賃金対象期間は「10月1日～10月31日」となります。（下表の赤枠）

②38職種に該当する方で、調査対象月が9月、賃金締切日が9月25日の場合、

賃金対象期間は「8月26日～9月25日」となります。（下表の青枠）

調査対象月：10月					
賃金締切日	賃金計算期間	賃金締切日	賃金計算期間	賃金締切日	賃金計算期間
10月1日	9月2日～10月1日	10月11日	9月12日～10月11日	10月21日	9月22日～10月21日
10月2日	9月3日～10月2日	10月12日	9月13日～10月12日	10月22日	9月23日～10月22日
10月3日	9月4日～10月3日	10月13日	9月14日～10月13日	10月23日	9月24日～10月23日
10月4日	9月5日～10月4日	10月14日	9月15日～10月14日	10月24日	9月25日～10月24日
10月5日	9月6日～10月5日	10月15日	9月16日～10月15日	10月25日	9月26日～10月25日
10月6日	9月7日～10月6日	10月16日	9月17日～10月16日	10月26日	9月27日～10月26日
10月7日	9月8日～10月7日	10月17日	9月18日～10月17日	10月27日	9月28日～10月27日
10月8日	9月9日～10月8日	10月18日	9月19日～10月18日	10月28日	9月29日～10月28日
10月9日	9月10日～10月9日	10月19日	9月20日～10月19日	10月29日	9月30日～10月29日
10月10日	9月11日～10月10日	10月20日	9月21日～10月20日	10月30日	10月1日～10月30日
				10月31日	10月1日～10月31日
調査対象月：9月					
賃金締切日	賃金計算期間	賃金締切日	賃金計算期間	賃金締切日	賃金計算期間
9月1日	8月2日～9月1日	9月11日	8月12日～9月11日	9月21日	8月22日～9月21日
9月2日	8月3日～9月2日	9月12日	8月13日～9月12日	9月22日	8月23日～9月22日
9月3日	8月4日～9月3日	9月13日	8月14日～9月13日	9月23日	8月24日～9月23日
9月4日	8月5日～9月4日	9月14日	8月15日～9月14日	9月24日	8月25日～9月24日
9月5日	8月6日～9月5日	9月15日	8月16日～9月15日	9月25日	8月26日～9月25日
9月6日	8月7日～9月6日	9月16日	8月17日～9月16日	9月26日	8月27日～9月26日
9月7日	8月8日～9月7日	9月17日	8月18日～9月17日	9月27日	8月28日～9月27日
9月8日	8月9日～9月8日	9月18日	8月19日～9月18日	9月28日	8月29日～9月28日
9月9日	8月10日～9月9日	9月19日	8月20日～9月19日	9月29日	8月30日～9月29日
9月10日	8月11日～9月10日	9月20日	8月21日～9月20日	9月30日	8月31日～9月30日

※ 調査対象月：9月の賃金計算期間は、調査対象月：10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事しなかった38職種の労働者のみが対象です。

2. 公共事業労務費調査

2. 公共事業労務費調査の内容

4 職種の分類

【手引きP.24～、P.76～】

●職種の分類

職種分類は、調査結果に大きく影響する項目です。調査票に記入する元請企業、下請企業が、個々の労働者の技能及び作業内容を十分に確認し、職種の分類を行ってください。

職種を正しく分類することで、公共工事設計労務単価の向上につながります。
職種分類の考え方は、手引き（P.25～、P.76～、P.90～）を確認してください。

●注意事項

- ・「作業員」をすべて「普通作業員」で計上するのではなく、「普通作業員」と「軽作業員」に区別することで、「普通作業員」の単価を上げることにつながります。
- ・見習、手元等は、原則として調査の対象外となります。

例えば…

Aさん 20,000円	Aさんは、会社で「普通作業員」とされています。 作業内容は、人力による土砂や資材などの積み、運搬などです。
Bさん 16,000円	Bさんも、会社で「普通作業員」とされています。 作業内容は、現場の清掃や後片付け、出来形管理の手伝いといった簡易な作業です。
Cさん 10,000円	Cさんは、会社で「軽作業員」とされています。 作業内容は、見習いです。

会社で職種を決めているから・・・と、
調査票に「AさんとBさんは普通作業員」「Cさんは軽作業員」と記入しました。
⇒ 結果は「普通作業員18,000円」「軽作業員10,000円」となります。

職種を正しく分類して記載



手引きをよく読むと、Bさんの作業内容は「軽作業員」になるようです。
Cさんは、見習いなので調査対象ではないようです。
そこで、調査票に「Aさんは普通作業員」「Bさんは軽作業員」と正しく記入しました。
⇒ 結果は「普通作業員20,000円」「軽作業員16,000円」となります。

↑2,000円UP ↑6,000円UP

2. 公共事業労務費調査の内容

5 所定労働時間

●所定労働時間とは

所定労働時間とは、労働基準監督署に届けている就業規則で定めた労働時間（休憩時間を除く）のことです。法定労働時間は1日8時間・1週40時間以内となっていますが、調査票には就業規則で定めた労働時間を記入してください。なお、設計労務単価は1日8時間当たりの賃金に換算されます。

●確認事項

所定労働時間は、実際の労働時間（休憩時間を除く）と同じですか？

実際の労働時間が所定労働時間より短い場合は、労働基準監督署へ就業規則の変更届を提出することで、公共工事設計労務単価の向上につながります。



就業規則の変更届を提出

1日当たりの支払賃金を「18,900円」と仮定すると…

就業規則で算出した賃金
(18,900円 ÷ 8時間) × 8時間
= 18,900円

実際の労働時間で算出した賃金
(18,900円 ÷ 7時間) × 8時間
= 21,600円
↑2,700円UP

2. 公共事業労務費調査

3. よくある問い合わせ

- Q1** 作業日報は対象工事分のみ提出すればよいですか？
- A1** いいえ。他の工事も対象となります。賃金対象期間の全ての作業日報を提出してください。【手引きP.21 ⑤】
- Q2** 出勤簿は対象工事の従事期間のみを提出すればよいですか？
- A2** いいえ。他の工事も対象となります。出勤簿については過去1年分の提出をお願いします。【手引きP.21 ⑥】
- Q3** 就業規則はすべて提出するのですか？
- A3** いいえ。表紙（会社名記載箇所）、勤務条件（労働時間・休憩時間・休日がある箇所）、休暇（有給休暇が分かる箇所）、賃金（基本給や各種手当、割増賃金、給与の差引、実物給与、臨時給与が分かる箇所）を提出してください。判断がつかない場合は、すべて送付していただいても構いません。【手引きP.20 ①】
- Q4** 免許証はすべて提出するのですか？
- A4** いいえ。電工、運転手（特殊）、運転手（一般）、潜水士、交通誘導警備員が対象となります。【手引きP.21 ⑨】
- Q5** 建設キャリアアップシステムの確認資料は何を提出するのですか？
- A5** レベル1の場合は建設キャリアアップカードのコピー、レベル2～4の場合はレベル判定結果通知書を提出してください。【手引きP.22 ⑬】
- Q6** 調査票の記入方法について昨年度からの変更点がありますか？
- A6** 法定福利費控除額における雇用保険の記入欄について、昨年度までは9,999円が上限となっていました。今年度から正確に実態を把握する観点から、桁が追加されています。



● 問合せ先

佐賀県 県土整備部 建設・技術課 技術管理担当
〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号
TEL : 0952-25-7168
FAX : 0952-25-7317
E-mail : kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

3. 県産指定資材の取扱

○ 現状

【佐賀県のローカル発注】

- ・納入業者は県内本店を有する者から選定するよう努める（契約約款、共通仕様書）
- ・県内で産出生産・製造した資材の積極的使用に努める（共通仕様書）
- ・納入業者と工場のどちらも県外の場合は不実施理由書を提出する（共通仕様書）

○見直し

【県内工場への優先調達】

- ・県内で複数社が製造するなど競争性が確保されており、県内の需要に対し供給能力がある資材については本店及び工場が県内にあるものを優先的に選定したい。

※県産指定資材

生コンクリート、コンクリート二次製品、砕石類、アスファルト混合物

【県内本店県外工場の取扱の見直し】

- ・請負者が、県産指定資材を使用する場合、県内本店であっても県外工場の資材であれば、「県内優先不実施の理由書」を提出

○ 適用の時期

令和7年7月末予定

4. 総合評価拡大（橋梁補修）

○ とび・土工・コンクリート工事のうち橋梁補修工事について、
総合評価落札方式の適用を発注金額2,500万円以上に拡大。

○ 適用の時期 令和7年7月末予定

<評価項目>

【企業の施工能力】

評価項目	評価内容	評価基準	橋梁補修工事	
			現在の特別簡易型 (60百万円以上)	自己採点型 (25百万円以上)
			評価点	評価点
工事実績 (同種工事)	過去15年の施工実績件数	公共工事施工実績5件以上	2.0点	－
		公共工事施工実績3～4件	1.0点	－
		上記以外	0.0点	－
		配点	[2.0点]	－
工事成績 (同一工種)	佐賀県及び九地整発注工事 の成績評定の平均点 (Co橋・佐賀県発注) (鋼橋・佐賀県＋九地整)	80点以上	3.0点	1.0点
		1点加算ごとに〇.〇点	1点毎に ＋0.3点	1点毎に ＋0.1点
		71点	0.3点	0.1点
		70点以下	0.0点	0.0点
		配点	[3.0点]	[1.0点]
地域貢献度	防災協定に基づく活動実績	防災協定に基づく活動実績	－	－
	工事拠点の状況 (県内本店有、県内支店営業所 有)	佐賀県内に本店が有る	2.0点	1.0点
		佐賀県内に支店又は営業所が有	1.0点	0.5点
		上記以外	0.0点	0.0点
		配点	[2.0点]	[1.0点]
		優良施工工事 (同一工種)	過去2年の佐賀県又は九州内 の国の機関からの表彰経験	優良施工業者表彰、優良工事表 彰、安全施工業者表彰
上記以外	0.0点			－
配点	[1.0点]			－
手持ち工事	佐賀県発注工事の 当該年度受注件数	0件	－	0.0点
		1件	－	－0.2点
		2件	－	－0.4点
		3件	－	－0.6点
		4件以上	－	－0.8点
		配点	－	[0.0点]
		配点計		[8.0点]

【配置予定技術者の施工能力】

評価項目	評価内容	評価基準	橋梁補修工事	
			現在の特別簡易型 (60百万円以上)	自己採点型 (25百万円以上)
			評価点	評価点
施工経験 (同種工事)	過去15年の施工経験件数	公共工事施工経験3件以上	2.0点	－
		公共工事施工経験2件	1.0点	－
		上記以外	0.0点	－
		配点	[2.0点]	－
近隣地域内工事 の施工経験 (同一工種)	過去5年の施工経験件数 Co橋:県内4地区(佐賀、東部、 唐津・伊万里、杵藤) 鋼橋:佐賀県内	施工経験件数2件以上	2.0点	1.0点
		施工経験件数1件	1.0点	0.5点
		上記以外	0.0点	0.0点
		配点	[2.0点]	[1.0点]
		配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士、1級建設機械施工管理技士、技術士の資格者	1.0点
配置予定技術者の 資格	配置予定技術者の保有する 付加的な資格	上記以外	0.0点	0.0点
		コンクリート診断士の資格有 (※鋼橋は土木鋼構造診断士)	1.0点	0.5点
		上記以外	0.0点	0.0点
		配点	[2.0点]	[1.0点]
		継続教育の状況 (CPD等)	配置予定技術者の継続教育 の取組状況	所定の期間内に継続教育の単位 を各団体推奨単位以上取得
上記単位の半数以上推奨値未満	0.5点			－
上記以外	0.0点			－
配点	[1.0点]			－
配点計				[7.0点]
配点合計			[15.0点]	[4.0点]

ご清聴ありがとうございました。